

監査結果公表第3号

財政援助団体監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和 6年 2月 9日

四日市市監査委員	加藤	光
同	樋口	孝
同	竹野	兼主
同	中川	雅晶

目 次

1. 平津新町自治会 1
(市民生活部 市民協働安全課)

2. 社会福祉法人博秀会 たいすい保育園 6
(こども未来部 保育幼稚園課)

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査の対象 平津新町自治会
市民生活部市民協働安全課（財政援助に関する事務の所管所属）
対象年度 令和4年度
対象事項 補助金に関する出納その他の事務
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 平津新町公民館 1階
監査期間 令和6年1月17日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。財政援助団体に対しては、補助金等の交付の目的に沿って適切に事業が行われているか、また、所管所属に対しては、補助金等の効果及び条件の履行確認や財政援助団体に対する指導が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

- 1 補助金の名称 四日市市防犯カメラ設置事業補助金
- 2 補助金交付額 1,600,000円
- 3 補助金の交付目的 市民による防犯活動等を補完するものとして、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、公共の場所に向けて新たに防犯カメラを設置する団体を対象に、それらの購入及び設置工事等に対する補助を実施するものである。
- 4 補助金の交付根拠 四日市市補助金等交付規則
四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱
(以下「補助金等交付規則、補助金交付要綱」という。)
- 5 補助金の概要
 - (1) 事前申込み（補助金交付要綱第6条）
 - ア 申請日 令和4年6月20日
 - イ 申請書類 補助金事前申込書（添付書類：収支予算書等）
 - (2) 事前決定（補助金交付要綱第6条）
 - ア 事前決定日 令和4年6月20日
 - イ 申請書類 補助金事前決定通知書
 - (3) 交付申請（補助金交付要綱第7条）
 - ア 申請日 令和4年9月29日
 - イ 申請書類 補助金交付申請書（添付書類：防犯カメラの設置及び運用に関する基準等）

(4) 交付決定（補助金交付要綱第8条）

ア 交付決定日 令和4年9月29日

イ 書類 補助金交付決定通知書

(5) 実績報告（補助金交付要綱第12条）

ア 報告日 令和4年11月28日

イ 書類 実績報告書（収支決算書等）

(6) 補助金交付 1,600,000円（令和4年12月14日支払）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

補助金にかかる事務事業におけるリスクについて事前調査での監査資料や聞き取りにより設定した。

● 財政援助団体【平津新町自治会】

(1) 実施事業において効果が得られないリスク

(2) 出納関係帳票等の整備及び保存に伴うリスク

(3) 内部統制が有効に機能しないリスク

● 所管部局【市民生活部市民協働安全課】

(1) 補助金等の目的・事業内容・公益上の必要性が十分でないリスク

(2) 補助金等の使途の適正性及び効果が十分でないリスク

(3) 指導監督の適切性が保たれないリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや改善等を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

【平津新町自治会】

(1) 実施事業において効果が得られないリスク

◆事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 当自治会では、安全安心な地域づくりを行うため、通学路やごみ集積場付近を対象に補助金活用による防犯カメラの設置を計画し、実行に移している。また、防犯カメラの撮影範囲内の全世帯から同意を得て、プライバシーの保護にも配慮している。不審者発生等に対する警察からの情報共有要請にも対応しており、安全安心な地域づくりに効果があるとの認識が地域で共有されていた。

(2) 出納関係帳票等の整備及び保存に伴うリスク

- ◆出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 会計担当者が通帳の記載内容を確認するとともに、出納帳に記載している。また、決算報告書への記載や残高証明書を添付するなど適切に管理を行っている。

(3) 内部統制が有効に機能しないリスク

- ◆補助金に関する収支について、内部統制は有効に機能しているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 当事業の交付申請、契約、実績報告など一連の手続きについては、会長と会計担当者で確認を行っており、内部統制が有効に機能している。

【市民生活部市民協働安全課】

(1) 補助金等の目的・事業内容・公益上の必要性が十分でないリスク

- ◆補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 補助金交付要綱第1条において、交付目的を定めており、また、同要綱第3条において、補助対象事業が決められている。市民が安全で安心して生活できる地域社会の実現に寄与するため、公共の場に向けて防犯カメラを設置するものであり、公益上の必要性は十分である。

(2) 補助金等の使途の適正性及び効果が十分でないリスク

- ◆補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 実績報告書に工事請負契約書や領収書の写し、設置した防犯カメラ及び設置している旨の表示の現況写真や撮影された画像写真が添付されており、履行内容を確認している。また、抽出して防犯カメラ設置場所へ行き、現物を確認し、補助事業及び補助金額について事業の成果を検証している。なお、防犯カメラ補助金の利用実績のある団体に対し、設置後5年間運用状況調査を行い、活用実績を把握している。

(3) 指導監督の適切性が保たれないリスク

- ◆補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 交付申請の前に事前申込書の提出を受け、内容を確認しているが一部提出書類の確認漏れが見受けられた。

また、防犯カメラ設置後の実績報告をもとに防犯カメラの運用や管理状況、設置による効果などを確認している。補助金交付後は防犯カメラの運用状況調査を行い、効果等を把握するなど、補助金の適正な執行を図るため指導監督を行っている。

意見

事前申込書や交付申請書などの提出を受けた際には、添付書類の内容を十分確認し、誤りがないようにすること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【平津新町自治会】

意見

- ① 防犯カメラの画像データ管理について【効率性の視点】

自治会役員が画像データの管理を行っているが、自治会役員には定期的に交代が生じる。安全安心なまちづくりのため、役員交代後も引き続き画像データの適正な管理を行うこと。

- ② 防犯カメラ設置事業について【住民福祉の向上の視点】

当自治会は計画的に防犯カメラを設置しているところである。防犯カメラの設置により犯罪抑止力が高まり、事件に巻き込まれないまちづくりとなるような効果のある事業として引き続き進めること。また、他地区へ設置のノウハウ、効果の情報共有をすること。

【市民生活部市民協働安全課】

意見

- ① 補助金交付による地域防犯活動の支援について【有効性の視点・効率性の視点】

当事業は、市民による防犯活動を補完するものとして位置付けられ、四日市市地域防犯活動支援事業補助金とともに、市民による防犯活動を支える柱となっている。

ただし、700余の自治会中130程度の自治会が当補助金を活用するにとどまっている。

防犯カメラ設置の必要性について、地域の広さや住民の意識などそれぞれ異なることから地域の実情に合わせて交付することや、補助金制度を活用したことがない地域に対しても設置の事例を紹介するなど引き続き補助金の募集について周知すること。

- ② 防犯カメラの設置について【有効性の視点】

ダミーカメラの設置は、地域の犯罪抑止に効果があるため、住民からダミーカメラの要望が高いと聞く。他の制度で、ダミーカメラの設置を補助対象にできないか、可能性

を研究すること。

③ 画像データ等の保存期間について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】

四日市市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則において、画像データ等の保存期間は30日以内の範囲内としている。規則制定当初に定めた「30日以内」の期間が現状でも妥当か等、記載内容の見直しを検討すること。

④ 自治会防犯カメラの設置及び運用に関する基準について【有効性の視点】

自治会の運用基準別表における設置年月日欄は、防犯カメラの当初設置予定日を基準日として記載することとなっている。後に運用基準を確認した際に、記載されている当初設置予定日と実際の設置年月日が乖離しており、記載内容の見直しを検討すること。

⑤ 補助金の募集チラシについて【有効性の視点】

補助金事務手続きの流れにおいて、年に1回程度、防犯カメラ運用状況の報告を依頼しているとある。1回程度とあいまいにすることなく、必ず1回は報告するとともに、状況に応じて追加の報告が必要な場合があるという記載に改めること。

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査の対象 社会福祉法人博秀会 たいすい保育園
こども未来部保育幼稚園課（財政援助に関する事務の所管所属）
対象年度 令和4年度
対象事項 補助金に関する出納その他の事務

3 監査の実施場所及び監査期間

- 実施場所 社会福祉法人博秀会 たいすい保育園 遊戯室
四日市市役所 監査委員室
- 監査期間 令和6年1月17日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。財政援助団体に対しては、補助金等の交付の目的に沿って適切に事業が行われているか、また、所管所属に対しては、補助金等の効果及び条件の履行確認や財政援助団体に対する指導が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

- 1 補助金の名称 四日市市特別支援保育事業費補助金
- 2 補助金交付額 4,646,250円
- 3 補助金の交付目的 特別な支援（心身の障害や行動面等での配慮など）を要する児童の保育のため、私立保育園、認定こども園が加配保育士を配置する経費について補助を行うことを目的とする。
- 4 補助金の交付根拠 四日市市補助金等交付規則
四日市市特別支援保育事業費補助金交付要領
（以下「補助金等交付規則、補助金交付要領」という。）

5 補助金の概要

(1) 補助対象児認定調書（補助金交付要領第6条）

- ア 申請日 令和4年10月28日
- イ 申請書類 補助対象児認定調書

(2) 四日市市特別支援保育事業費補助金補助対象児（補助金交付要領第6条）

- ア 結果通知日 令和4年12月26日
- イ 書類 四日市市特別支援保育専門委員会協議結果通知

(3) 交付申請（補助金交付要領第7条）

- ア 申請日 令和5年1月10日
- イ 申請書類 補助金交付申請書（添付書類：理由書等）

- (4) 交付決定（補助金交付要領第8条）
 - ア 交付決定日 令和5年3月24日
 - イ 書類 補助金等交付決定通知書
- (5) 実績報告（補助金交付要領第11条）
 - ア 報告日 令和5年3月31日
 - イ 書類 実績報告書（事業成績書）
- (6) 補助金交付 4,646,250円（令和5年5月15日支払）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

補助金にかかる事務事業におけるリスクについて事前調査での監査資料や聞き取りにより設定した。

- 財政援助団体【社会福祉法人博秀会 たいすい保育園】

- (1) 実施事業において効果が得られないリスク
- (2) 出納関係帳票等の整備及び保存に伴うリスク
- (3) 内部統制が有効に機能しないリスク

- 所管部局【こども未来部保育幼稚園課】

- (1) 補助金等の目的・事業内容・公益上の必要性が十分でないリスク
- (2) 補助金等の使途の適正性及び効果が十分でないリスク
- (3) 指導監督の適切性が保たれないリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや改善等を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

【社会福祉法人博秀会 たいすい保育園】

(1) 実施事業において効果が得られないリスク

◆事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 特別保育支援事業は、承認特別支援児数に対して交付され、特別支援児の保育を担当する保育士の配置に必要な経費について補助を行うものであり、有用な補助事業である。保育士の配置において効果が上げられている。

(2) 出納関係帳票等の整備及び保存に伴うリスク

- ◆出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 事務担当職員が出納関係帳票等の整備及び記帳を行い、会計責任者である園長が確認を行っている。また、月2回税理士が出納関係帳票等の整備及び記帳が適正になされているか確認をしている。

(3) 内部統制が有効に機能しないリスク

- ◆補助金に関する収支について、内部統制は有効に機能しているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 収支に関する事務は事務担当職員が作成した書類及び伝票等を園長が必ず確認しており、内部統制を効かせている。

【こども未来部保育幼稚園課】

(1) 補助金等の目的・事業内容・公益上の必要性が十分でないリスク

- ◆補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 四日市市特別支援保育事業費補助金交付要領第3条において交付目的を、また交付要領第4条において、交付の要件を定めている。特別支援児の保育には、園の受入体制の整備が必要であり、園への補助金の交付は公益性を確保している。

(2) 補助金等の使途の適正性及び効果が十分でないリスク

- ◆補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 補助事業が完了した際には、事業成績書・収支決算書・賃金台帳・クラス編成表等をもとに実対象経費や対象児の保育月数、加配保育士の配置状況等を確認している。

(3) 指導監督の適切性が保たれないリスク

- ◆補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 四日市市補助金交付規則第19条に基づき、特別支援児の保育に従事する保育士が適

正に配置されているか、補助事業者から提出された実績報告書及び賃金台帳や職員配置表等により確認を行っている。また、必要があれば適宜聞き取りを行うなど、四日市市補助金等交付規則に基づき補助金の適正な執行を図るため、指導監督を行っている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【社会福祉法人博秀会 たいすい保育園】

意見

① 保育士の能力向上について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

幼児教育センターにおいて研修プログラムを有効に活用しており、引き続き研修プログラムの活用と園での情報共有をしながら特別な支援が必要な子どもが入園した際には常に対応できるような体制を整備すること。

【こども未来部保育幼稚園課】

指摘

① 事務の適正性について【法規性の視点】

ア 補助対象児認定調書の様式について、あて先に付ける敬称部分に「四日市市長様」と、「様」を用いているが、敬称部分を空白とした様式に改めること。

イ 「事業計画書」と「事業成績書」は同一の様式である「事業計画（成績）書」を使用している。書類が分かりにくいいため、交付申請は「事業計画書」、実績報告書は「事業成績書」と改めること。

ウ 園からの補助金申請の提出書類の確認において、一部不適切な運用がなされていた。確実にチェックし、不備な点は早急に指示をすること。

② 補助対象児童の認定について【法規性の視点】

対象児童の認定については、補助金交付要領第6条第2項に「四日市市特別支援保育専門委員会」（以下「専門委員会」という。）にて協議することとなっているが、専門委員会を経由しないまま、園に専門委員会で協議した結果として通知している。

専門委員会の関与について整理されておらず、対象児童の認定の実態と補助金交付要領が乖離している。対象児童の認定における専門委員会の関与について、考え方を整理したうえで補助金交付要領を見直し、補助金交付要領に沿った形で事務を行うこと。

③ 専門委員会について【有効性の視点・法規性の視点】

専門委員会は複数の役割を有しているが、その依拠するところの要綱や要領、それに定められている様式に不整合が生じている。専門委員会の役割やあり方、補助金交付の事務処理の流れを改めて検証し、専門委員会を分割することも含め事務処理の流れ並びに要綱、要領及び様式を見直すこと。

④ 補助金交付手続きの実施時期について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

事業開始時期は4月であるが、補助対象児童の調査が10月、交付決定が3月下旬で、補助金交付要領第9条の9割以内の概算交付が事実上不可能な状態となっている。子どもの発達状況及び在園期間の確認が必要であることは理解できるものの、希望する園にあっては概算払いの選択を可能とし、園の財政負担を軽減する制度本来の目的を達成できるよう、スケジュールの見直しを図ること。